

利用料助成事業のご案内

ファミリー・サポートの依頼会員で、以下の条件を満たす方に、ファミリー・サポート事業の利用料金の一部を助成します。

対象者

- ①市区町村民税非課税世帯
- ②生活保護世帯
- ③多胎児世帯（双子など多胎妊娠により出生した小学生までの2人以上の子を扶養する世帯）
- ④ひとり親世帯（児童扶養手当を受給している世帯、又は生駒市ひとり親家庭等医療費助成の適用を受けている世帯）

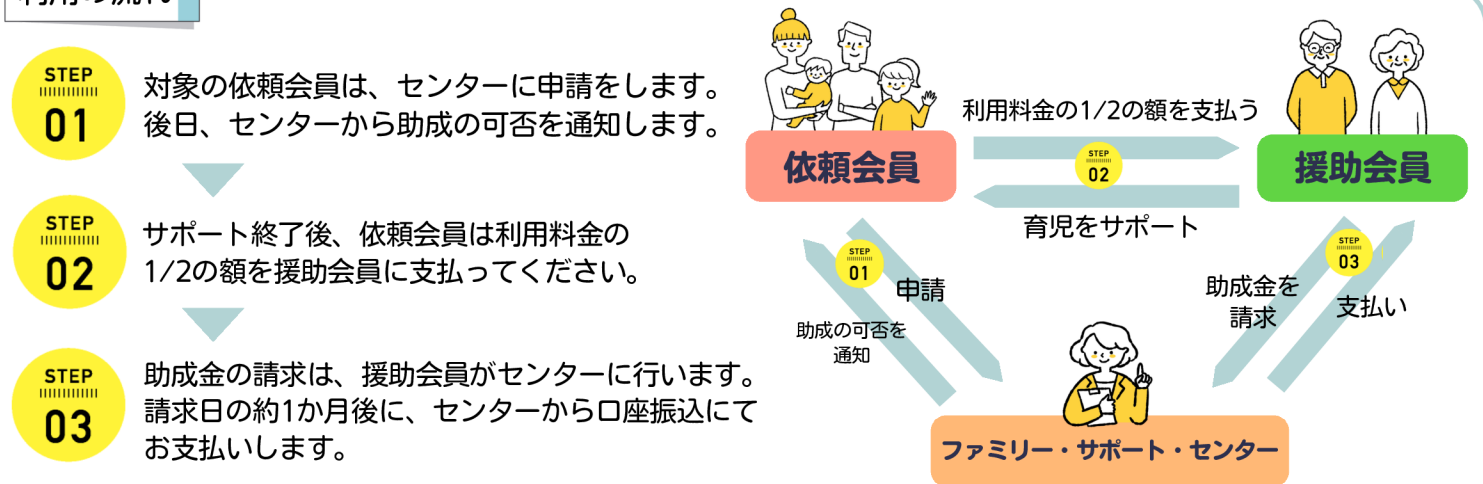
助成の金額

利用料金の1/2の額

【注意】

1世帯ひと月あたり、上限10,000円
交通費などの実費やキャンセル料は
含まれません

利用の流れ



- ◇令和7年8月1日以降のサポートで、助成が決定した日以降の利用料金が対象です。遡っての利用はできません。
- ◇規定する要件に該当しなくなった場合は申し出てください。
- ◇規定する要件に該当せず、助成を受けた場合は、速やかに助成金に相当する額を市に支払ってください。
- ◇たちの短時間預かりも助成制度の対象です。

申請方法

「生駒市ファミリー・サポート利用料助成申請書」と、対象世帯を証明できる書類（※1）を添えて、生駒市ファミリー・サポートまで郵送か、生駒市ホームページ（下記QRコード）にある申込フォームにて提出してください。申請後、助成の可否を決定し、通知します。

（※1）対象世帯を証明できる書類

- ①非課税証明書（申請日が4月から6月のときは前年度分）
 - ②生活保護受給証明書
 - ③母子健康手帳（写）
 - ④児童扶養手当証書（写）又はひとり親家庭等医療費受給資格証（写）
- ただし、市が公簿等で確認することに同意いただける場合は不要です。
転入等により市で確認できない場合は提出が必要です。

問合せ

生駒市ファミリー・サポート・センター

☎0743-73-5552

開館時間 平日 9:00~16:30

住所 生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル3階



詳細はこちらから